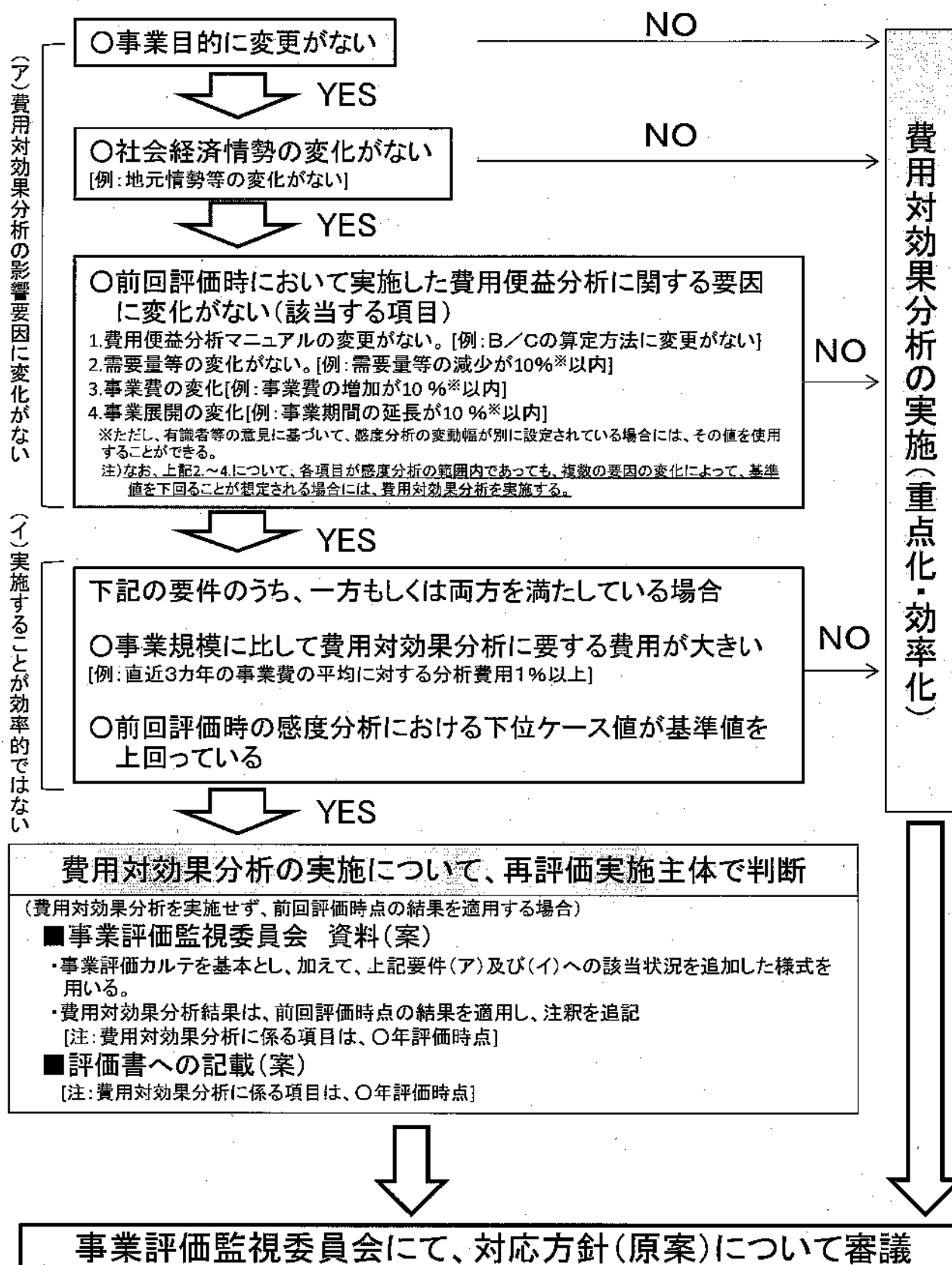


審議事項の重点化・効率化に係る確認フロー

※費用対効果分析の効率化については、2回以上連続して実施しない



別紙

○国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（抄）

○国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領（抄）

第5の3 ① 2) 事業の投資効果

なお、事業採択時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が著しく大きい等費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、再評価実施主体は、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。

費用対効果分析を実施しないことができる規定について、下記のとおり運用を定める。ただし、本運用に基づき費用対効果分析を実施しないことができるのは、当面の間、前回評価で費用対効果分析を実施している場合に限る。なお、事業評価監視委員会の求めがあった場合等、必要が生じた場合については、下記にかかわらず費用対効果分析を実施するものとする。

記

各事業において、以下の（ア）及び（イ）の全ての項目に該当する場合には、費用対効果分析を実施しないことができる。

（ア） 事業採択時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合

①事業目的

事業目的に変更がない

②外的要因

事業を巡る社会経済情勢の変化がない

③内的要因

〈費用便益分析関係〉 感度分析幅以内を基本

1. 費用便益分析マニュアルの変更がない
2. 需要量等の変更がない
3. 事業費の変化がない
4. 事業展開の変化がない

なお、再々評価以降に実施する評価においては、前回評価時において実施し

た費用対効果分析の要因との比較を行うものとする。

(イ) 費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合

事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が大きい場合

または、前回評価時の感度分析における下位ケース値が基準値を上回っている場合